

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

公益社団法人岡山県社会福祉士会

② 評価調査者研修修了番号

SK18155・岡山県第 29-04・岡山県第 29-01

② 施設の情報

名称：若松園		種別：児童養護施設		
代表者氏名：園長 津嶋悟		定員（利用人数）：66名		
所在地：〒703-8261 岡山県岡山市中区海吉 206 番地				
TEL ：086-277-2261		ホームページ： http://www.wakamatsuen.or.jp		
【施設の概要】				
開設年月日：昭和 11 年 12 月 5 日				
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人備作恵済会				
職員数	常勤職員	31名	非常勤職員	6名
有資格 職員数	社会福祉士	5名	看護師	1名
	精神保健福祉士	1名	管理栄養士	1名
	保育士	11名	教員免許取得者	2名
施設・設備 の概要	（居室数）		（設備等）	
	3人部屋	7室	集会室、心理療法棟、日中保育室、 工作室、プール、グラウンド	
	2人部屋	16室		
1人部屋	11室			

③ 理念・基本方針

【理念】

子どもの豊かな個性を大切に！

【基本方針】

- ・できるかぎり家庭に近いあたたかい雰囲気の中で、個々の子どもたちとのより密接な関わりを持つことができるよう「グループの小規模化」に努めます。
- ・子どもたちの豊かな個性を大切にし、ひとりひとりの発達段階にそった自立支援を行うよう努めます。
- ・職員と子どもたちが共の生活を通して信頼関係を築き、人間性・社会性を培うよう努めます。
- ・子どもたちの自主性・自立性を重んじ、「子どもの最善の利益」を追求した

生活環境を構築するよう努めます。

⑤施設の特徴的な取組

◇入所児童の現状

・近年、当園に入所する被虐待児の割合は著しく増加し、入所児童の90%を超える状況にある。また、注意欠陥多動性障害や自閉症スペクトラムといった発達障害の特性を抱える児童の割合も40%以上と高い数字になっている。

◇若松園の主な取り組み

・施設の小規模化および地域分散化への取り組みとして、小規模グループケア1か所・分園型小規模グループケア1か所・地域小規模児童養護施設1か所を展開している。

・虐待の未然防止の一環として、岡山市および瀬戸内市と協定を結びショートステイの受け入れを行っている。

・平成30年7月に岡山県下で初となる児童養護施設併設型の児童家庭支援センターを設置して運営を開始し、民間施設による地域住民への子育て相談対応を実施している。

・家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、看護師等の専門職を配置し、児童相談所や医療機関・学校等との関わりにおいて児童を直接ケアする職員等と連携し総合的に対応している。

・近年、被虐待児や発達障害の課題を抱える入所児童が急増し、処遇上の困難さが増してきていることから、職員の専門的知識・技術をより向上させることを目的とし、専門家を招いての園内研修会開催や外部研修への派遣等を積極的に行っている。

・心理教育プログラム「セカンドステップ」の導入や音楽療法の実施を通して、入所児童が適切なコミュニケーションの取り方を学習できる場の提供や情緒面の育成・醸成に寄与する取り組みを行っている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年9月1日（契約日）～ 令和2年2月21日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成28年度

⑦総評

・明治29年に法人の母体が組織され、それ以来123年に亘って児童養護施設を運営されてきました。岡山県にある施設の中で利用者定員が一番多くなっています。規模だけにとどまらず、虐待を受けた子供たちを預かる施設として住民より頼りにされていて利用率が高くなっています。

・児童家庭支援センターを平成30年に開設し、年中無休24時間対応とし月に120～200件の相談が寄せられています。子育て中の親や虐待に悩む子供たちの貴重な相談窓口となり、フル稼働しています。

・職員の有給休暇取得率の高いことや職員の勤務時間管理が行き届いていることにより、働きやすい職場作りが進められています。このことは、職員の自己評価やヒ

アリング結果からも明らかとなりました。研修計画や職員の目標管理の評価がなされ、人事考課に生かされています。また、全職員に配布される必携マニュアルの内容を常時更新することで、サービスの平準化が実現しています。現在、施設長は就任されて2年ですが、前施設長(現理事長)から養護施設の理念の実現に向けて、運営がスムーズに引き継がれています。

- ・ 児童養護施設の小舎化に向けた国の方針に先立って地域の中に小規模施設を開設し、地域の中で子どもたちを住民と共に育てることを実践されています。現在、3施設を地域の中で運営されています。今後も現在の施設の分散化に対応すべく、地域住民との交流をさらに活発化させたことで、地域住民からは「今では若松園なしでは地区の行事は考えられない」という意見を頂戴しているとのことでした。子どもたちが若松園を故郷だと実感できる養育・支援を職員全員、地域全体で実践されています。ボランティアの協力が増え、子どもたちが豊かな心を持って社会に巣立っていくことが出来るよう配慮がなされていて、施設運営は高く評価できます。

- ・ 教育面では、教育プログラム「セカンドステップ」を導入した支援が行われており、一人ひとりの心の発達段階に応じた細やかな支援が行われています。

- ・ 職員と子どもが信頼関係を築けるような家庭的な環境と関わりにおいて、子ども一人ひとりを個別化した子どもの権利擁護への取り組みがしっかりとなされています。さらに、親子関係の再構築、関係機関との連携、退所後のフォローアップなどの支援にも積極的に取り組まれています。

◇改善を求められる点

- ・ 国が示すビジョン及び策定要領の周知徹底化を図るべく、県・市に具体化を検討させている段階であり、中・長期計画は各施設では詳細を計画としてまとめ上げることは出来ない現状です。したがって、小舎化に向けての資金面での裏付けや計画の立案が困難になっています。若松園では現状の中で小舎化への歩みを止めることなく検討を重ねられています。今後県・市や他施設との検討を重ねられ、具体化への作業を進められることを期待します。

- ・ 施設運営をやり易くするために、今以上の社会の理解を得ることが必要です。これからも児童養護施設の模範として先頭に立って、公的支援の拡充や地域住民の理解をさらに深める活動を展開されることを希望します。

- ・ サービスの維持・向上のため、夢・目標の聞き取りや意見箱の設置、利用者主体の自治組織運営など、子ども達に寄り添った取り組みが多角的にされておりますので、今後は満足度調査なども検討されてみてはいかがでしょうか。

- ・ 入所している子どもたちが、自身の将来の自立した姿をイメージし、社会の仕組みの理解や年齢や発達段階に応じた社会的スキルを習得でき、さらに、自己決定し、解決する能力が身につくように、将来を見越した支援をさらに強化され、評価施設の持つ自立に向けての支援を充実させていかれるよう期待します。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

- ・ 「社会的養護施設第三者評価」が義務化されて3回目の受審となりました。平成29年度が

始まるタイミングで施設長の交代があったため、新体制では今回が初めての第三者評価受審でもあり、施設長交代の運営引継ぎ状況や新たに始めた取り組みなどを客観的に評価していただける機会となりました。

・国が示すビジョンや政策など、目まぐるしい変化に曝されている社会的養護の現場ですが、まずは目の前にいる多くの子どもたちの養育の質の担保を大前提としながら、日々の生活の中から紡ぎ出される実践を発信していけるよう今後とも取り組んでまいります。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>現在の理念は、昭和 11 年の開設と同時に決定されています。基本方針は毎年見直しが行われ、職員の参加により検討が行われています。職員会議など機会あるごとに確認を行い、周知が進められています。しかし、保護者への周知は施設の制約上難しく進んでいません。この課題は今後残ると思われますが、子どもたち、保護者への周知についてさらに工夫をされることを望みます。「若松園を子どもたちの故郷にする」というスローガンを掲げて、実現に向けて職員全員で取り組まれています。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	② ・b・c
<p><コメント></p> <p>国の方針としては児童養護施設の定員を減らしていく方向ですが、評価施設を取り巻く状況からすると利用者は増加傾向にあります。ここ数年利用率は 90% を超え、ショートステイの利用も多くなっています。施設の努力により収入が確保され、職員の採用が計画に沿って行われています。特筆すべきは非常勤職員の方の勤務者全体に占める割合が低く、人件費に占める常勤職員が 90% 以上を占めていることです。働きやすい職場となっている要因の一つです。</p>		

③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の採用において心理士の採用や相談員の採用を積極的に行い、必要数が確保されています。課題であった児童家庭支援センターを平成30年に開設し、地域ニーズが把握されていて施設の活性化につながっています。小舎化の実現に向けて、施設の立ち上げが一つずつ進められていて小舎化に伴う弊害の除去に日々取り組まれています。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>国が示すビジョン等策定要領が固まっていないことにより、中・長期計画を立てにくい状況となっています。評価施設として小舎化に向けた長期計画が立案され実現に向けた具体化の作業が進められています。しかし、助成金などの財政面での決定がなされていないことから、施設における財政的裏付けがなされていません。小舎化に伴って既存施設の改築が必要となり資金的に困難な局面となっています。市内の児童養護施設と相談し県、市との協議を進め、実現に向けて事業が進められています。</p>		
⑤	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画が確定できない中で、施設の抱えている課題を明確にして具体的な取り組みが進められています。養育の質の向上に必要なスーパーバイザーの養成を中心とした人材育成や、地域住民との繋がりを強くするためにボランティアの募集や地域の行事の充実をはかる努力がなされています。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎年12月には人材確保、人員配置、小舎化対応等課題解決に向けた計画を5~6名の必要なメンバーで検討し、事業計画として取りまとめています。2月には理事会に諮っています。これらの計画は、朝のミーティングや職員会議にて必要に応じて書面化したものを確認する形で周知を進めています。そして、事業計画の進捗状況の検討を毎月行っています。年間の反省は2~3月に10名以上の職員の参加により行っています。</p>		

7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者会を開催していないので、広報誌など園にて発行している出版物にて周知をしています。したがって、保護者に対して直接説明が行われていません。また、子どもたちに対して理解力の問題もありますが、詳細を周知することは出来ていません。今後周知について検討され、工夫された形での実施を期待します。</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ケース処遇会議にて養育・支援の質について検討が行われています。また、年2回精神科医が訪問しケース検討会議を開催し、理解を深めています。自己評価は毎年実施され、検討することにより日常生活の中に活かされています。例えば、子どもの学習の場の確保や、職員の意見を聞く方法の改革などです。加えて、職員必携マニュアルについて毎年内容を更新し、日常の業務の点検が機会ごとに行われています。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「若松園での児童支援と勤務に関する基準」として評価結果をまとめ、毎年見直しが行われています。緊急時対応、安全対策対応、人権擁護などの日常的な行動の規範として活かされています。また、月1回職員全員で考える場を設け、日常業務の検討が行われています。職員の自発性を尊重し、意見の出やすい環境を作り改善が進められています。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年頭所感を「きらきら」に掲載し、施設長としての方針は職員をはじめ関係機関に対して表明しています。その中で、施設の抱えている課題に対する方針が明</p>		

<p>確にされ、具体的取り組みを提起しています。また、事業計画の中では、それぞれの事業について職務分掌が明記され、職員が業務に取り組みやすくなっています。加えて、防災訓練が毎月実施され、施設長として陣頭指揮を執り訓練の成果を上げる努力がなされています。</p>		
11	<p>Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	<p>㉠・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>朝礼、職員会議などで必要な法令の改正が行われたときに説明が行われています。児童養護施設の施設長会議が隔月で開催され、行政から周知が行われることから、改正内容を具体化し職員に取り組みように提案しています。最近では、児童福祉法の改正で体罰が禁止されたので地区住民への周知も実施しました。</p>		
<p>Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	<p>Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	<p>㉠・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>年度初めに職員が作成する「わたしの事業計画」を検討し、養育・支援の質の評価分析を行っています。作成時には個別面談を実施し、各々の職員の抱えている課題に対して指摘を行っています。そして、中間面接、年度末面接を行うことによって評価分析が深められています。なお、要請があれば施設長自ら出かけて講演を行い、児童養護施設の現状の理解と課題の理解を進めています。</p>		
13	<p>Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	<p>㉠・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>人材確保について職員の協力を仰ぎ、職員自ら母校を訪問し募集活動を行っています。小規模化に伴い、1施設2.5人の少人数で勤務を行うことから職員の養成が急務となっています。現在退職者も少なく財源的にも安定しているので、養育・支援の質の向上を図ると同時に、職員が定着しやすくなるよう研修を十分に行うようにしています。3年前に危機管理委員会を立ち上げ、施設の課題に対して迅速に取り組んでいます。よりよい「家」を作るため、専門職同士の協力体制が重要だと考えて運営が行われています。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		<p>第三者評価結果</p>
<p>Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
14	<p>Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	<p>㉠・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>心理士の配置、相談員の配置をここ数年で行っています。人材の確保が職員の協力により実現しています。専門職同士の協力体制も年々進化をしていて、施設運営に生かされています。児童家庭支援センターの設立により心理士を3名配置</p>		

<p>が可能となり、施設の方針として常勤職員の採用にこだわることで、質の高い人員配置を実現する努力がなされています。</p>		
15	<p>Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	<p>Ⓐ・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>有給休暇の消化率が80%を超え、時間外労働は20時間内で管理が行われています。人事考課制度の運用により職員の職務の成果が給与に反映されています。また、人事考課に対する職員の理解を図る努力がなされています。加えて、資格の取得に対して施設として配慮がなされるとともに、職員の勤務希望を実現させる努力が行われています。</p>		
<p>Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	<p>Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	<p>Ⓐ・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>勤務状況のデータがタイムリーに作成され、把握しやすくなっています。健康管理についてメンタルヘルスのことを特に注意して、個別面談の時に聞くようにしています。育休後の勤務変更について職員からの要望を聞き、柔軟に対応が行われています。また、基幹職員を1名フリーにして各職場のサポートに当たるように配置し、小舎化に対する対応を進めています。このように、働きやすい職場作りに積極的に取り組まれています。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	<p>Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	<p>Ⓐ・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>前述の通り、年度初めの4月に「期待される職員像」の理念・基本方針を踏まえて、職員それぞれが「わたしの事業計画」を作成しています。そして、施設長が中間面接を行い、事業計画の進捗状況を把握しています。また、施設長は各職員の経歴を把握し、目標設定が適切に行われ改善に向けた作業が行われているか個別面接に力を入れて指導しています。</p>		
18	<p>Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>Ⓐ・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>研修委員を中心にして研修計画が年度初めに立てられ、各職員の目標実現に向けた研修が組まれるように努力されています。また、研修はほぼ計画通りに実施され、復命書による報告と共に職員会議などで報告が行われています。加えて、研修結果によって計画の見直しが年度末に行われています。以上のように、職員の教育・研修は活発に行われ、内容を高く評価します。</p>		
19	<p>Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>	<p>Ⓐ・b・c</p>
<p><コメント></p>		

<p>小舎化により施設に配置される職員数が少なくなることから、職員の養育・支援の質を上げることが喫緊の課題となっています。スーパービジョンの実施による研修を各施設で実施しなければならないことから、バイザーの養成に力を入れています。外部研修は年間 20~30 回に延べ 40~50 名が参加しています。必ず各職員が 1 回は参加するように指導しています。個別面談を実施することにより、各職員の希望が活かされています。</p>		
<p>II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>平成 30 年度は 36 名の実習生を受けいれました。実習生全員の評価を学校へ中間報告として行っています。研修前に担当教官と実習生それぞれの課題について打ち合わせを行い、実習の成果が出るように努力されています。評価施設の実習の特徴として、関わった職員が実習生を交えて反省会を開いています。そして、反省会の内容が次年度の実習に活かされています。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	<p>II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページにて法人の理念や、施設の活動内容が公開されています。ホームページの更新は月に 1 回は必ず行い、必要に応じて迅速に対応されています。また、第三者評価については、結果を理事会にて諮り必要な事項を公表しています。一方、広報誌は年 1~2 回発行しています。施設における活動内容や、新入職員の紹介、施設の今後の方針等について掲載され、施設の活動の周知に役立っています。</p>		
22	<p>II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>顧問税理士以外の外部監査は実施されていません。今後外部監査について検討されることを期待します。法人の監事が税理士で必要に応じて施設の経理書類のチェックをしています。職務分掌にて発注と経理の担当を分け、決済を施設長が行っています。現金管理についても、施設長への報告が必ず行われています。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
<p>II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>		

23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもと地域との交流を広げるためにクラブ活動や地域の行事への参加、評価施設が開催する行事への住民の方の参加を仰ぐ努力をしています。その結果、行事開催において評価施設が地域にとって欠かせない存在となっています。施設の集会室の開放を定期的に行い、講演会や卓球教室の開催、老人会の集まりに利用されています。このように、地域との交流活動は多方面へ働きかけを行うことにより、年々盛んになっています。交流活動を高く評価します。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>施設の見学者は年に15団体、個人も含めて延べ311名の方が訪れています。その活動内容は、学習支援やクラブ活動の支援、保育園児への読み聞かせなどであり、子どもたちにとって必要な養育の実現に努力されています。これらの活動に対応するため、ボランティア担当職員を配置し、問い合わせや要望に積極的に応じています。事業計画の柱の一つとしてボランティアの充実を掲げ、努力されています。以上のことから、地域住民の施設に対する理解が進んでいることが感じられます。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>児童相談所と毎日連絡を取り合っており、ケースへの対応を行っています。小中学校との連絡は普段の連絡に加えて、PTAの役員に毎年就任し子どもたちの個別の課題について共有化作業が進められています。また、町内会、育成協議会の役員に就任し、活動を積極的に行っています。民生委員、児童委員の方々とも地域の行事に参加し、情報交換が行われています。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>地区懇談会、育成協議会、町内会の会合に参加し、福祉ニーズの把握に努めています。平成30年に開設した児童家庭支援センターでは、子育て相談・児童虐待対応などいろいろな相談に対応し、ニーズの把握が行われています。今後は、ショートステイの利用を促進し、一時保護預かり施設の開設を目指す予定にしています。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p>		

町内清掃活動への参加、地域パトロールへの参加、防災活動の参加を行い、地域の活動を積極的に盛り上げています。地域コミュニティの活性化に貢献し、地区の祭り、評価施設での祭り、地区の文化祭への参加などを職員が中心メンバーとして活動しています。また、地域防災拠点として避難訓練を職員自らがを行い、地域の住民への支援を行っています。

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページの施設概要欄にて、理念や基本方針が明記されています。倫理綱領なども策定されていることが確認できます。理念や基本方針は職員マニュアルにも記載があり、変更があればその都度会議で共有されています。子どもの発達段階や課題に応じた児童自立支援計画が作成されており、ケースカンファレンスは毎月開催されています。人権擁護のための職員研修は、毎月の施設内研修と外部研修の中で行われています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>各職員に配布されるマニュアルには、プライバシー保護に関する記載があります。子どもへの説明では、入園時に使用する紙芝居にプライベートゾーンについての説明が丁寧にされています。学習面では、就学した子どもに専用の学習机が用意され、高校生からは個室部屋で生活ができるようになっています。小規模グループケアにおいても、上記と同じように配慮がなされています。また、家族に極秘で利用者が入所するケースでは、写真掲載や個人情報の規制を行ったり、関係者の情報を事前に職員に周知したりするなど、利用者に対して最大限の配慮が行われています。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>ホームページの若松園ブログにて、支援の内容や特徴がわかりやすく掲載されています。子どもに対しての施設紹介は、年齢に応じた紙芝居形式で行われています。若松園で暮らす際の決まりごとや人に対する接し方は、子どもが理解しやすい言葉で作っており、入園の際には必ず職員と一緒に説明を行っています。保</p>		

<p>護者に対しては可能な限り事前の見学を促しており、担当する職員と一緒に評価施設の見学を行うとともに、見学が難しい保護者に対しては家庭支援ソーシャルワーカーなどが自宅訪問を実施しています。</p>		
31	<p>Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p>	<p>a・③・c</p>
<p><コメント></p> <p>自立支援計画書とともに、サポートシートを評価施設独自で作成して子どもの能力を引き出す努力が見られます。意思決定が困難な子どもへの配慮として、ケースカンファレンス時により多くの関係機関に聞き取りを行うことで、子どものおかれている現状を客観的に把握するとともに、言葉に出来ない思いの代弁機能となっています。また、保護者との面会後や面談後に不安定にならないよう職員が付き添うなど、自己決定や支援過程で発生する子どもの負担、心情に配慮した養育・支援が行われています。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>①・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>地域・家庭移行の半年前に処遇会議が開催され、関係機関への引き継ぎ文書も作成されています。子どもや保護者向けに退所後のサポートについて記した資料を配布し、定期的な電話での聞き取りや面会を行っています。また、進学面では奨学金の申請や篤志家に資金援助を呼びかけるなど、関係者と連携して積極的な退所後のサポートが行われています。昨年は、たくさんの卒園生が年末年始やお盆、評価施設の行事の際に帰ってきていたとのこと。児童指導員の聞き取りでは、「退園後も関われるもずっと関われるのがこの仕事の醍醐味です」とおっしゃっていた言葉が印象的でした。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>a・③・c</p>
<p><コメント></p> <p>日誌や苦情処理記録、ヒヤリハットや意見箱の利用が確認できます。個別に面談した際の記録に加えて、日常的な子どもの思いを汲み取るために適切な記録が行われています。毎日の日誌では、子どもに起きた出来事について詳細な記録があり、検討会議にそのことについて話し合った内容記録も確認できます。一方で、評価施設が主体となったアンケート形式の調査は未実施です。この第三者評価でも子どもへの満足度調査は実施されていますが、オリジナルのものを作成されてみてはいかがでしょうか。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>①・b・c</p>
<p><コメント></p>		

<p>苦情解決委員会が設置され、運営されていることが確認できます。委員会は年1回以上開催されており、外部2名の第三者委員を交えた報告と検証が行われた資料があります。苦情は内容と対応に分かれ、保護者、子ども、事故怪我と分類されており、苦情を受け付けた後、適切に処理した記録があります。苦情かどうか判断しにくいものは、児童生活記録とは別に、利用者の声として個別ファイルにまとめられ、時系列で対応記録があります。子どもたちが声を上げやすい雰囲気作りができています。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「若松園へようこそ」という紙芝居の中で実際の意見箱の写真を用いながら、どこにあるのか、どんなときに使えるのかが分かりやすく記されています。施設では自分の思いを暴力ではなく言葉で表現する教育プログラム「セカンドステップ」が導入されており、思いが言葉にうまく出来ない子どもの支援も行っています。相談室は生活する棟とは別棟に設けられています。また、相談室は施設長の部屋とも隣接しており、施設長の部屋にはキャンディーがたくさん置かれていて、「園長室に相談にきてくれた子どもたちにあげている」とのことでした。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>意見箱は各寮必ず一つ設置されており、当番職員が毎月意見箱の中をチェックしています。また、職員用の意見箱も事務所奥の廊下に設置され、被措置児童など虐待を防止する観点から、匿名での利用が可能となっています。日々の子どもたちの意見は、集約されたうえで、処遇会議やケースカンファレンスなどで協議されています。施設長は、自らが子どもたちと職員に「言いにくかったらいつでも直接言っておいで」と個別に声かけ対応を行っているとのことでした。必要に応じて担当職員との個別外出を行うなど、相談しやすい環境が構築されています。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>組織図や事務分掌表にて責任者が明確化されており、リスクマネジメントに関する委員会も設置されています。緊急対応についてはフローチャートでわかりやすいように明示されています。ヒヤリハットは起きた時点ですぐに記入できるような書式になっており、日誌にもヒヤリハットについての内容が記載されています。ヒヤリハットの内容は毎日の朝礼で報告があり、職員間で共有されているとともに、各種会議でも活かされている記録があります。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c

<コメント>		
<p>「保健だより」を子どもや保護者に発行し、感染防止を呼びかけています。職員には、インフルエンザや感染情報に関する流行状況などを回覧し、注意喚起をしています。職員の感染マニュアルでは、嘔吐物についての処置方法が記載されていることが確認できます。評価施設は県内唯一、職員として看護師が配置されている施設で、子どもの健康チェックを常時行うとともに、嘱託医と連携した手厚い医療体制が実現しています。また、子どもの通院記録はデータ化され、クラウドで共有することで現場職員が迅速に子どもの様子を把握できるシステムが構築されています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<コメント>		
<p>前回の第三者評価での指摘を受けて、危機管理委員会を立ち上げて防災における連携を図っています。自衛消防隊が組織され、緊急時の連絡体制も職員マニュアルにて共有されています。災害時の避難受け入れ施設にも指定され、地域住民にも災害の際には避難できることが周知されています。水難救命講習や防火管理者の資格を保有する職員が複数いて、職員が中心となって防災訓練が毎月行われています。また、賞味期限の近い備蓄食料品に関しては、炊き出し訓練や試食会を開催することで、定期的に入れ替えを行っています。一昨年の西日本豪雨の際には、一時避難者を受け入れられるよう地域住民に回覧し、職員と子どもの安否確認が迅速に行われています。</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・b・c
<コメント>		
<p>自立支援計画書とともに、高学年はサポートシートを評価施設独自で作成して子どもの能力を引き出す努力が見られます。意思決定が困難な子どもへの配慮として、ケースカンファレンス時などにより多くの関係機関に聞き取りを行うことで、子どものおかれている現状を客観的に把握するとともに、言葉に出来ない思いの代弁機能となっています。また、保護者との面会時や面談後に不安定にならないよう職員が付き添うなど、自己決定や支援過程で発生する子どもの負担、心情に配慮した養育・支援が行われています。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<コメント>		
<p>処遇の実施にあたっては、主担当と副担当の担当性が敷かれ、検証・見直しが行いやすい体制が構築されています。基幹的職員、個別対応職員、家庭支援専門</p>		

<p>員が連携して子どもの変化に対応できるよう配置されています。定期的な養育・支援の見直しのため、研修や会議は年間計画が作成されています。各寮や各小規模施設の子どもの中心となってそれぞれ組織された「自治会」が特徴的でした。このように、専門職での処遇検討とともに、自治会で子どもから上がった声をもとにした処遇や施設の環境改善が行われています。</p>		
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。</p>		
42	<p>Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>常勤の臨床心理士による入園時アセスメントを必ず行うとともに、必要に応じて定期的にアセスメントを行っています。現在も10名程度のアセスメントが臨床心理士によって行われています。心理士の聞き取りでは、「子どもが相談にくることが増えてきた」とのことでした。処遇困難ケースでの対応については、北海道から精神科医を年2回招聘してスーパーバイズを実施したり、心理療法担当職員が言語面接の他に性の発達状況の確認や、専用のプレイセラピー室にて個別対応したりするなどして、処遇困難な子どもへの配慮が見られます。</p>		
43	<p>Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>支援計画書の作成においては基幹的職員が配置され、処遇会議は年に2回以上開催されています。担当者間では、1ケースで少なくとも毎月3回程度は子どものケースを検討する機会が設けられています。評価施設全体では、年40回以上の処遇会議が行われており、詳細な子どもや職員間の会話が記録されていることも確認できます。計画が変更された際は基幹的職員にも伝えられ、一体となった支援計画の作成・変更が行われています。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画書などの記録は閲覧者が見やすいように、個人ごとのファイルに整理されています。職員が計画書に基づいて処遇を実施した際に、気づいたことや感じたこと、課題なども整理され記録されています。記録媒体は紙媒体が主体となっていますが、ネットワークシステムも利用されており、一定の情報がデータ共有されています。記録の統一化のため、専門的な研修を受けた基幹的職員が自立支援計画書の作成・管理に関して新人職員などにスーパーバイズを行っています。</p>		
45	<p>Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>処遇記録の提出期限は毎月10日と期限が設けられており、記録の管理・紛失防</p>		

止対策が行われています。紙媒体の記録は個人ごとや会議ごとのファイルに整理され、鍵付きのロッカーによって管理されています。ネットワークシステムについては、職員にネットセキュリティ強化に関するマニュアルを配布したうえで、パスワードにて管理されています。退園した子どもの記録も適切に保存管理されています。職員の履歴書などの個人情報も同様に、記録管理責任者の元で管理されています。

内容評価基準（25項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	㉑・c
<p><コメント></p> <p>全職員に「子どもの権利擁護に関するマニュアル」が配布され、定期的に職員会議などで確認するなど、全職員が子どもの権利擁護に対する意識の向上が図れるような取り組みが継続的になされています。また、基幹的な職員を配置することにより、現場におけるチェック体制があり、子どもの権利擁護に対する取り組みが徹底されています。</p>		
A-1-(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども全員に「権利ノート」が配られており、入所時に一人ひとりに説明がなされ、年に一度は本人と一緒に見直しがされています。また、「若松園へようこそ」という紙芝居を用いて、他の子どもとの関わり方や自己尊重などについて理解できるよう工夫されています。「大人に相談できる体制づくり」として子どもに相談窓口の周知を徹底する、意見箱の設置がなされ、子どもの声を聴く体制が整っています。</p>		
A-1-(3) 生い立ちを振り返る取組		
A③	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	㉑・c
<p><コメント></p> <p>子どもが評価施設での生活に疑問を感じたときや進学などの機会を利用し、児童相談所とも連携し、育った場所に行ったり、世話をしてくれた人からの話を聞いたりするなどの振り返りや生い立ちのレポートブック作成をするなど、生い立ちの整理をしています。</p>		

A-1-(4)被措置児童等虐待の防止等		
A④	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>行政機関などからの情報や報道、事例を迅速に取り入れ、職員への周知がなされています。また、職員のための意見箱が設置されており、職員相互でチェックし、不適切な関わりの防止、早期発見に努めています。入所時の予防的教育、CAPやセカンドステップの散り組みを通じて、子ども自身についても問題解決のスキルを身に付けることが出来るような支援を行っています。</p>		
A-1-(5)子どもの意向や主体性への配慮		
A⑤	A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもたち独自の自治会があり、子ども同士が施設での生活上の問題などについて自主的に話し合い、意見を施設の運営に反映させる仕組みがあります。また、職員マニュアルにおいても子どもの意見や主体性を尊重する姿勢が示されています。</p>		
A-1-(6)支援の継続性とアフターケア		
A⑥	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>入所に備えて子どもの不安が軽減されるよう、一時保護施設や乳児院などへ職員が出向くなど、子ども自身が評価施設の見学ができるよう配慮されています。また、家庭復帰などに向けて、地域の関係機関とのケース会議を開催し、スムーズな移行ができるように支援されています。</p>		
A⑦	A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>入所中に担当していた職員が退所後も窓口となり関わっており、継続的に退所後の子どもの状況の把握に努めています。中学生以上の施設退所後の生活については、学習する機会を設けたり、処遇会議で退所後について話し合いの場を設けたりするなど、自立した生活へ向けての支援がなされています。また、退所後も施設の行事などを中心に、交流する場が設けられています。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本

A⑧	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりに自立支援計画、自立支援サポートシートが作成されており、丁寧に子どもの個別の理解がなされています。職員に対し、精神科医のアドバイスを獲得の機会が設けられており、子どもに対する理解がより進むような体制がとられています。また、心理士が配置されており、心理療法や心理教育プログラムによる心理的なケアへの取り組みがなされています。</p>		
A⑨	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>各寮の配属職員が住み込みで養育にあたり、担当制をとっていることで、職員と子どもとが信頼関係を構築し、施設を退所するまで継続して関わる体制がとられています。職員と子どもが生活を共にすることで、入浴や食事、就寝などの生活の場面を通じた個別の関わりがなされています。</p>		
A⑩	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>児童支援に関するマニュアルに自立や個別化の視点が取り込まれており、職員会議などで定期的に確認されています。職員間で子どもに関するエピソードなどの共有がなされ、共通した関わりができるよう取り組まれています。職員と日々の環境整備や行事の準備や運営などを一緒にするなど、子ども自身の行動を支援しています。</p>		
A⑪	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>寮ごとに子供たちと職員が相談しながら、希望する遊びや行事などが計画され、施設内だけでなく、外食や旅行、釣りなどへも出かけています。ユニットごとにパソコンが設置され、使用できる環境が整っています。塾や習い事、クラブなどの活動への参加支援も行われ、ボランティアや地域との交流も活発に行われています。</p>		
A⑫	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもと職員が家事などを共同で行うことで、生活技術が習得でき、自立した生活ができるよう養育、支援しています。各ユニットで日用品の管理や食材の買い物に行く、小遣いの管理をするなど生活感覚や金銭感覚を養えるような支援を行っています。町内の祭りや文化祭などの地域の行事への参加を通じて地域との積極的関わりが持っています。</p>		

A-2-(2) 食生活		
A⑬	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>朝食やお弁当は各寮で子どもと一緒に準備する、子どもの希望するメニューと一緒に考えるなど、子どもに応じた食事ができるよう工夫されています。また、希望があれば夜食をとることもでき、子どもの状態に応じた食の提供がなされています。誕生日のケーキ作りやおやつ作りなども定期的実施されています。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A⑭	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>必要な衣類の最低枚数が設定され、常にそれ以上の枚数が確保されています。衣類は、担当の職員と子ども自身と一緒に出掛け、子どもが職員に相談しながら好みの衣類を選択して購入できるようにしています。</p>		
A-2-(4) 住生活		
A⑮	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>環境整備のマニュアルがあり、清掃などについて細やかに手順が示されています。ゴミの分別を子どもにもわかるようにし、子ども自身が環境整備に取り組めるよう配慮されています。高校生以上には個室があり、相部屋の子どもに対しても自分占有の場所が確保されています。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A⑯	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>看護職員を配置し、定期的に子どもの健康状態などの把握と医療機関との連携をし、子どもの体調管理に努めています。衛生・健康管理に関するマニュアルにより管理がなされ、看護職員を中心に健康管理に関する勉強会が実施されています。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		
A⑰	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>必要のある子どもに対しては、心理士が個別でワークブックなどを使い知識を習得する機会をもてるようにしています。施設入所の子どものためのガイダンス教</p>		

<p>材を用いて、プライベートゾーンについての知識を得る機会やCAPの利用による知識を得る機会が設けられています。年齢や発達の状況に応じたカリキュラムの導入などにより、子ども達がさらに性についての知識や関心が持てるような取り組みをされてはいかがでしょうか。</p>		
<p>A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応</p>		
A⑱	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>行動上の問題が生じた子どもについては、男性職員が直接対応するようにし、周囲の子どもの安全面へ配慮しています。また、個別支援計画において職員間で課題や目標を共有し、児童相談所などとの関係機関とも連携し状態改善に努めています。また、研修を受けた職員による「セカンドステップ」というプログラムを取り入れ、他者とのコミュニケーションの取り方などの心理教育を実施しています。</p>		
A⑲	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>担当職員が日常的な関わりの中で把握に努めています。また、子どもの意見箱や子どもが施設長と面接する機会が設けられており、施設全体で子どもの状況把握に取り組んでいます。基幹職員を配置し、子どもの状態だけでなく、処遇にあたる職員の状態についても把握する体制がとられています。</p>		
<p>A-2-(8) 心理的ケア</p>		
A⑳	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>心理士により自立支援計画書や支援経過への記録、処遇会議への出席など、それぞれの子どもに対して多職種と連携した個別の心理的な支援がなされています。スマイルルームという心理の部屋があり、心理士と個別の面談や心理療法が行われています。</p>		
<p>A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等</p>		
A㉑	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>小学生以上の子どもについてはそれぞれ自分の学習机があり、学習環境が整っています。学習塾の利用やテスト週間の集会室の開放、職員による個別の指導、定期的な大学生などによる学習ボランティアの訪問があり、学力の向上に取り組んでいます。また、学校と密に連絡がなされており、学校生活の支援がなされています。</p>		
A㉒	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㉑・b・c

<p><コメント></p> <p>担当職員が中心となり、早期から本人と進路の相談をし、自立支援計画に取り上げ処遇会議などで話合うなど進路決定の支援がなされています。進学希望の子どもには学力の支援のため早めに塾に通うための支援や、進学先の学校情報や奨学金などの情報提供をしています。進路決定後も20歳までは担当職員により状況の把握や相談を受ける体制があり、フォローがなされています。</p>		
A⑳	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>高校生には施設の子どもを継続的に受け入れているアルバイト先との連携がなされており、職員も子ども達のアルバイトに協力的で、子ども達が安心して社会体験ができるようになっていきます。また、他団体と協働しホームページを通じた職業理解や職場体験の機会を作るなど積極的に社会体験の充実に取り組んでいます。</p>		
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉑	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員が主となり、入所時には施設の方針や重要な事項について保護者へ説明し、理解を得るようにしています。児童相談所と連携しながら、家族の状況の把握、理解につとめ、家庭と連携しながら子どもと家庭との関係調整をしています。</p>		
A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A㉒	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員が担当窓口となり、児童相談所と連携しながら家族へ評価施設や学校での様子を伝えたり、外泊や外出、学校行事への参加などの連絡をしたりして、子どもと家庭との関係作りの支援を行っています。「なごみの家」という自立訓練・家族宿泊体験施設を利用し、職員が関わりながら親子関係を再構築できるような取り組みがなされています。児童相談所と共に家庭支援専門員などの施設職員が実際に家庭訪問し、環境調整や関係機関を含めたケース会議に出席するなど、スムーズな関係構築の支援が行われています。</p>		